

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…

○東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（中央卸売市場事業部業務課）…

### 訓令

○東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…

### 告示

○令和二年度東京都補正予算の公表……………（財務局主計部議案課）…

○港湾施設の供用廃止……………（港湾局港湾経営部経営課）…

○港湾施設の変更（三件）……………（同）…

○港湾施設の供用再開……………（同）…

○港湾施設の供用開始……………（同）…

## 規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第百十二号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三 七の部(三)の項中「並びに」の下に「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）及び」を加え、「開設の許可等」を「認定等」に改める。

### 附則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第百十三号

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

### 規則

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年東京都規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三章の改正規定（第二節第十六条第二項第三号に係る部分に限る。）中「当該生鮮食料品等の卸売」の下に「（条例第三十二条第二項の規定による知事の指定を受けた市場外の保管場所（以下「市場外保管場所」という。）においてするものを除く。）」を加え、同章の改正規定（同節第十八条第一項に係る部分に限る。）中「物品」の下に「（市場外保管場所においてしたものを除く。）」を加え、同章の改正規定（同節第二十条第二項第三号に係る部分に限る。）中「当該生鮮食料品等の卸売」の下に「（市場外保管場所においてするものを除く。）」を加える。

第六十八条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分に限る。）に次のように加える。

ク 申請者が仲卸業者である場合にあつては、条例第四十三条第四項第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第三十九号様式）

ケ 申請者が関連事業者である場合にあつては、条例第四十三条第五項第二号、第

五号、第七号及び第八号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記第四十号様式)

別記第三十四号様式及び第三十五号様式の改正規定(同様式に係る部分に限る。)

「ア 貸借対照表 イ 損益計算書 ウ 利益処分書又は損失金処理書

エ 勘定科目付属明細書 オ 法人税及び住民税等確定申告書(写) カ 株主若しくは出資者又は組合員名簿 キ 登記事項証明書

「フ 貸借対照表 イ 損益計算書 ウ 株主資本等変動計算書

エ 個別注記表 オ 勘定科目付属明細書 カ 法人税及び住民税等確定申告書(写) キ 株主若しくは出資者又は組合員名簿 ク 登記事項証明書」に改める。

別記第三十六号様式から第三十九号様式までの改正規定(同様式に係る部分に限る。)

別記第四十号様式の改正規定中「第8号まで」の次に「(申請者が個人である場合にあつては、同項第6号を除く。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第二十九号

総務局 財務局 産業労働局 中央卸売市場  
東京都中央卸売市場処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

令和二年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

第一条中「並びに」の下に「卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)及び」を加

え、「開設の許可等」を「認定等」に改める。

第三条の表事業部の部業務課の項第三号中「許可」を「調査」に改める。

第四条第四項中「次長、理事及び」を削る。

第五条第一項中「次長及び理事」を削り、同条第三項中「以下第六条」を「次条」に改める。

第六条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第八項までを二

項ずつ繰り上げる。

第十四条第一項の表管理課の項第八号及び水産農産品課の項第二号中「許可」を「調

査」に改め、同項第四号中「受託物品の検査」を「公正な取引の確保」に改め、同条第

二項の表管理課の項第七号及び業務衛生課の項第二号中「許可」を「調査」に改め、同

項第四号中「受託物品の検査」を「公正な取引の確保」に改め、同条第三項の表市場管

理課の項第七号及び業務課の項第二号中「許可」を「調査」に改め、同項第四号中「受

託物品の検査」を「公正な取引の確保」に改める。

附則

この訓令は、令和二年六月二十一日から施行する。

告示

●東京都告示第八百六十号

令和二年六月十日東京都議会の議決を得た令和二年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

## 令和2年度東京都一般会計補正予算

## 予算総則

令和2年度東京都一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ582,623,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,396,982,757千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正」による。

## 第1号 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
08	国庫支出金	424,671,096	87,541,197	512,212,293
	01 国庫負担金	198,784,639	677,288	199,461,927
	02 国庫補助金	210,455,260	86,863,909	297,319,169
10	寄附金	61,000	200,000	261,000
	01 寄附金	61,000	200,000	261,000
11	繰入金	1,178,371,746	489,807,156	1,668,178,902
	03 基金繰入金	1,163,865,498	489,807,156	1,653,672,654
12	諸収入	351,667,940	5,074,914	356,742,854
	03 貸付金元利収入	194,202,621	5,074,842	199,277,463
	09 雑入	33,839,618	72	33,839,690
歳入合計		7,814,359,490	582,623,267	8,396,982,757

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02 総務費		255,856,758	8,725,747	264,582,505
	05 区市町村振興費	132,332,742	8,176,424	140,509,166
	06 選挙費	5,522,000	549,323	6,071,323
03 徴税費		72,481,000	89,737	72,570,737
	01 徴税管理費	18,703,000	89,737	18,792,737
04 生活文化費		30,680,188	2,840,155	33,520,343
	01 生活文化費	30,680,188	2,840,155	33,520,343
06 都市整備費		140,448,000	100,000	140,548,000
	05 住宅政策費	37,307,000	100,000	37,407,000
07 環境費		59,324,000	226,893	59,550,893
	03 廃棄物費	9,918,000	226,893	10,144,893
08 福祉保健費		1,319,385,853	118,730,824	1,438,116,677
	01 福祉保健管理費	15,172,600	2,749,400	17,922,000
	04 生活福祉費	70,298,591	58,200,254	128,498,845
	05 高齢社会対策費	217,944,000	959,559	218,903,559

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	06 少子社会対策費	308,748,899	1,413,000	310,161,899
	08 健康安全費	51,252,612	55,163,611	106,416,223
	09 施設整備費	60,214,187	245,000	60,459,187
09 産業労働費		768,835,859	445,154,970	1,213,990,829
	02 産業労働管理費	98,091,000	93,000,000	191,091,000
	03 商工業振興費	575,064,912	308,999,930	884,064,842
	04 農林水産費	22,910,000	253,840	23,163,840
	05 労働費	42,137,947	42,901,200	85,039,147
10 土木費		583,235,000	65,342	583,300,342
	04 公園壘園費	59,875,000	65,342	59,940,342
11 港湾費		113,367,000	1,728,242	115,095,242
	03 島しょ等港湾整備費	23,679,000	1,728,242	25,407,242
12 教育費		879,931,091	3,627,857	883,558,948
	01 教育管理費	47,528,461	2,841,510	50,369,971
	02 小中学校費	476,031,380	32,889	476,064,269
	03 高等学校費	144,627,618	538,037	145,165,655

	04 特別支援学校費	82,400,128	164,601	82,564,729
	07 教育指導奨励費	24,386,504	50,820	24,437,324
13 学務費		236,237,000	784,500	237,021,500
	02 私立学校振興費	211,440,000	784,500	212,224,500
17 諸支出金		1,736,845,336	549,000	1,737,394,336
	02 他会計支出金	1,269,462,316	549,000	1,270,011,316
歳 出 合 計		7,814,359,490	582,623,267	8,396,982,757

## 第2号 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	既定限度額	補正限度額	計
156	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給	令和3年度～令和5年度	19,031,500	69,753,000	88,784,500
157	デジタルトランスフォーメーション推進に係るスタートアップ実証実験促進事業業務委託	令和3年度	—	138,440	138,440
158	ジャイアントパンダ保護に係る共同研究事業	令和3年度～令和7年度	—	235,200	235,200
合 計			279,468,349	70,126,640	349,594,989

令和2年度東京都病院会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度東京都病院会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度東京都病院会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	174,728,336千円	549,000千円	175,277,336千円
第1項 医業収益	149,622,369千円	549,000千円	150,171,369千円
収入合計	174,728,336千円	549,000千円	175,277,336千円
支出			
第1款 病院事業費用	174,699,336千円	549,000千円	175,248,336千円
第1項 医業費用	172,193,097千円	549,000千円	172,742,097千円
支出合計	174,699,336千円	549,000千円	175,248,336千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第8条の一般会計から補助を受ける金額「39,593,336千円」を「40,142,336千円」に改める。

●東京都告示第八百六十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、令和二年六月十九日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

令和二年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	区間	延長	面積
臨港道路	有明三 号線	江東区有明 四丁目地内	一、三一八・ 五〇メートル	三七、三〇九 ・三四平方メ ートル
同右	有明十 七号線	同右	一一五・六〇 メートル	二、八九二・ 四七平方メ ートル
同右	有明十 八号線	同右	一一五・七〇 メートル	二、八九四・ 九一平方メ ートル
同右	有明十 九号線	同右	一一五・九〇 メートル	二、九一〇・ 四四平方メ ートル

●東京都告示第八百六十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の区間、延長及び面積を変更する。

令和二年六月十九日

東京都知事 小池 百合子

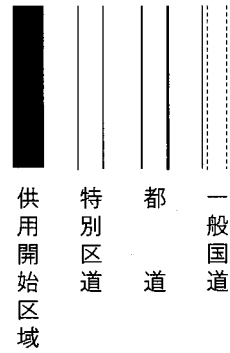
種類	名称	変更前	変更後	変更年	備考
臨港道路	中防内 五号線	江東区海の 森三丁目地	江東区海の 森三丁目地	令和二 年六月	別図の とおり

先中央防波堤外側埋立地内  
 先中央防波堤外側埋立地内から同区海の森三丁目地内まで  
 二十日

別図

臨港道路中防内五号線供用開始略図

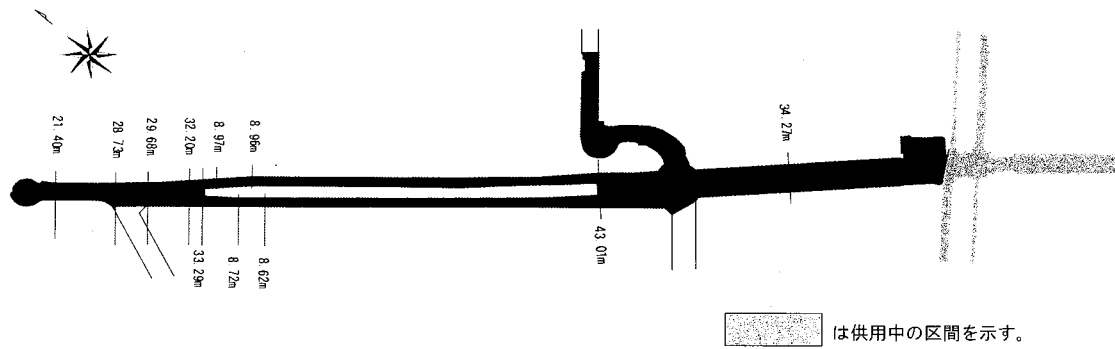
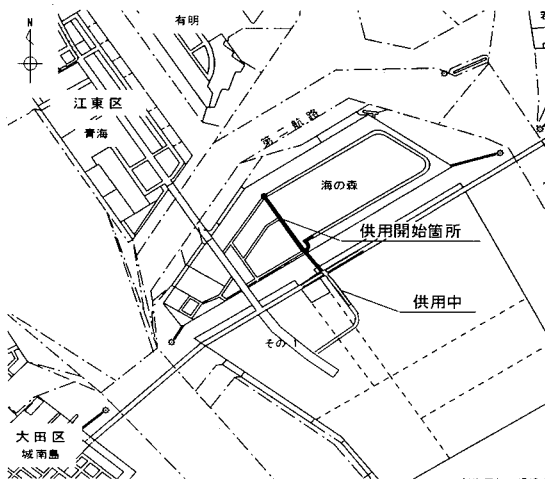
江東区海の森三丁目地内先中央防波堤外側埋立地内から同区海の森三丁目地内まで



現行の臨港道路中防内五号線  
 延長 四一三・八〇メートル  
 面積 二〇、三二四・〇〇平方メートル

規模変更後の臨港道路中防内五号線  
 延長 一、四六八・四三メートル  
 (増) 一、〇五四・六三メートル  
 面積 五五、一〇六・一〇平方メートル  
 (増) 三五、一八二・一〇平方メートル

案内図



は供用中の区間を示す。

●東京都告示第八百六十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の延長及び面積を変更する。

令和二年六月十九日

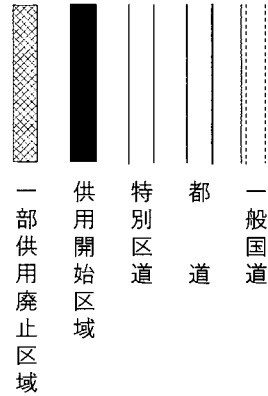
東京都知事 小池百合子

種類 名称 区間 変更年月日 備考

臨港道路線 有明ふ頭連絡 江東区有明三丁目地内から同区有明四丁目地内まで 令和二年六月二十日 別図あり

別図

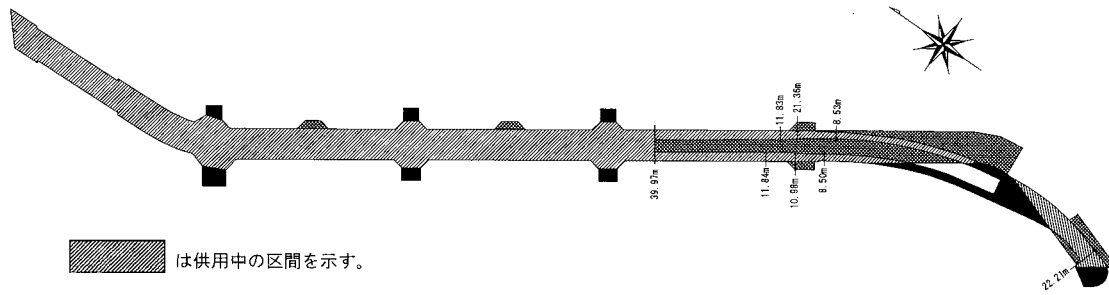
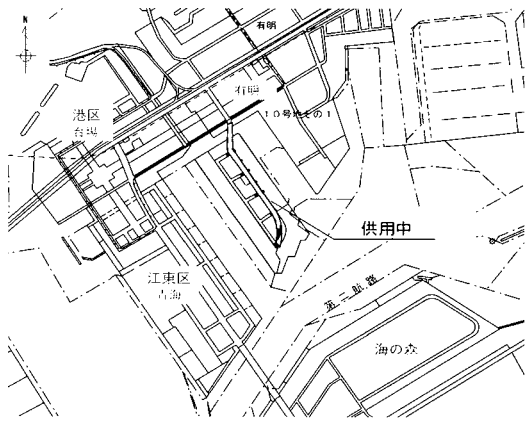
臨港道路有明ふ頭連絡線供用開始及び一部供用廃止略図  
江東区有明三丁目地内から同区有明四丁目地内まで



現行の臨港道路有明ふ頭連絡線  
延長 一、四二八・九七メートル  
面積 六一、九一五・一四平方メートル

規模変更後の臨港道路有明ふ頭連絡線  
延長 (増) 一、五四三・七五メートル  
面積 (増) 一一四・七八メートル  
(減) 五四、八一九・二七平方メートル  
七、〇九五・八七平方メートル

案内図





●東京都告示第八百六十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和二年六月十九日

種類	名称	規 模	所在地	変更年 月日
東京都知事	小 池	百合子		
変更前	五七二、	五七七、	江東区有明	令和二
変更後	三四一・	五三五・	四丁目	年六月
港灣 施設 用地	十号地 その二 地区港 灣施設 用地	七二平方 メートル	九二平方 メートル	二十日

●東京都告示第八百六十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成二十年東京都告示第四百三十八号で供用を中止した港湾施設のうち、次の施設について、供用を再開する。

令和二年六月十九日

種類	名称	規 模	所在地	再開年月日
東京都知事	小 池	百合子		
臨港 道路	有明ふ頭 連絡線	五四、八一・ 二七平方メー ルのうち一三、 四四〇・八二平 方メートル	江東区有 明三丁目	令和二年六 月二十日
			地内から 同区有明 四丁目地 方メートル 内まで	

●東京都告示第八百六十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

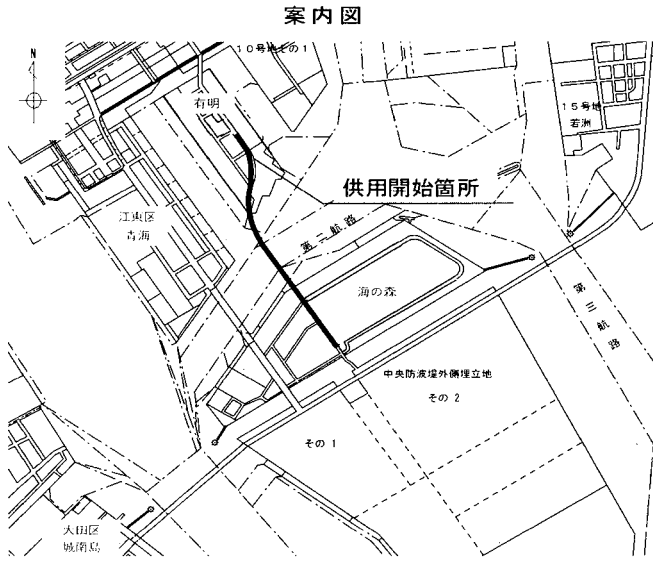
令和二年六月十九日

種類	名称	区 間	延 長	面積	開始年 月日	備考
東京都知事	小 池	百合子				
臨港 道路	南北 線	江東 区有 明四 丁目	二、四六 〇・〇〇 メートル	六四、〇八 四・〇六平 方メートル	令和二 年六月 二十日	別図 の一 のお り
		同右				
		中防 内三 区海 の森 二丁 目地 内	六六〇・ 四五メー トル	一六、三六 二・四七平 方メートル		別図 の二 のお り

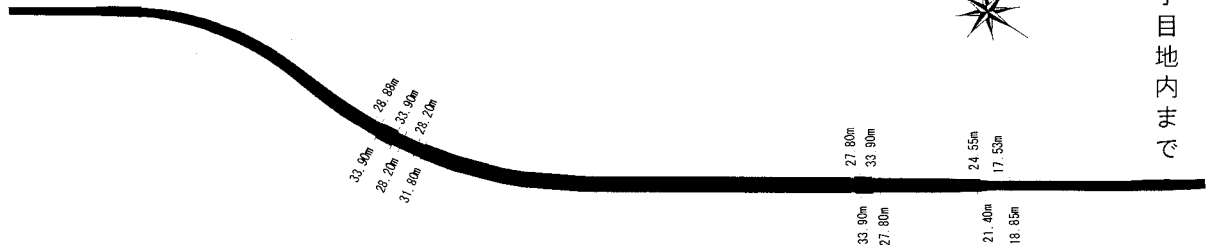
別図1

臨港道路南北線供用開始略図

江東区有明四丁目地内から同区海の森三丁目地内まで



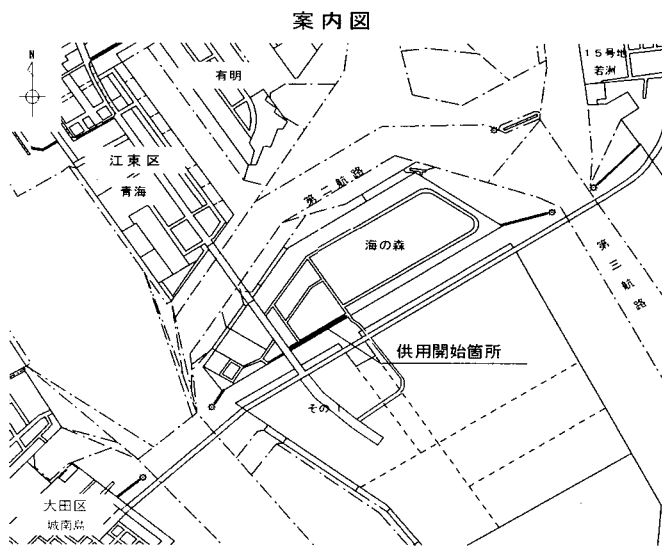
臨港道路南北線  
 延長 二、四六〇・〇〇メートル  
 面積 六四、〇八四・〇六平方メートル



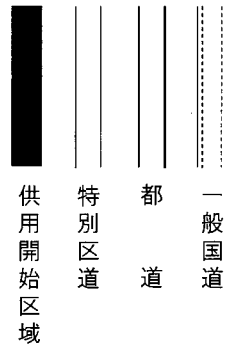
別図2

臨港道路中防内三号線供用開始略図

江東区海の森二丁目地内



臨港道路中防内三号線  
 延長 六六〇・四五メートル  
 面積 一六、三六二・四七平方メートル



発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

